

令和 2 年 第 8 回 農業委員会総会

日 時 令和 2 年 8 月 25 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	

農地利用最適化推進委員

1 番	2 番	3 番	4 番
5 番	6 番	7 番	8 番
9 番	10 番	11 番	12 番
13 番	14 番		

【欠席委員】

※沖縄県非常事態宣言によるコロナの影響により 3 密を避けるため推進委員は参加していない

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄	金城 伊作	赤嶺 貢
農政課 照屋 睦昌	上原 一斗	

【議事録署名人】

10 番農業委員 山城 弘美 1 番農業委員 玉城 正智

【議事日程】

日程第 1	議案第 38 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 39 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 40 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 41 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5	議案第 42 号	非農地証明願いについて
日程第 6	議案第 43 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第 7	議案第 44 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について

令和2年 第8回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、令和2年第8回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは令和2年第8回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は10番農業委員山城弘美委員、1番農業委員玉城正智委員です。次回調査委員が6番農業委員杉本雄靖委員、7番農業委員長嶺功委員、4番推進委員玉城賢清委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（14件） 日程第2 議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（1件） 日程第3 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（4件） 日程第4 議案第41号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（3件） 日程第5 議案第42号 非農地証明願いについて（1件） 日程第6 議案第43号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（144件） 日程第7 議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について（2件）
会長	【議題の審議】 今回は、日程第6の議案第43号が144件ありまして、農政課より説明をお願いしたいと思っておりますので、宜しく申し上げます。
農政課	農業経営基盤強化法利用権設定を担当している農政課の照谷と上原です。今回は件数が通常の10倍以上の件数となっていることから、何故件数が増えたかの説明等を行いたいと思っております。 今回、コロナウイルスの影響を受けて生産者に対して、国による高収益作物

	次期作交付金と言う事業がありまして、10a 当たり 5 万円、施設花卉については、10a 当たり 80 万円の交付金を受け取ることが出来る事業となっています。 申請にあたり面積の捉え方については、農業委員会の農地台帳等公的資料に記載された圃場面積となっているため、利用権設定は農地法 3 条の権利設定された圃場でないと交付対象にならないとなっており、今回 JA が取りまとめて 9 月末頃に申請すると聞いております。また、来月も同じように増える可能性はあります。利用権設定にあたり、現場は耕作可能な土地であることを確認しております。
会長	144 件ありますが、みなさんからのご意見等をお願いします。
委員	所有者が亡くなっている場合は、代理人（代表相続人）となっているが、家族の兄弟とかでもよいのか？
農政課	相続人がいる場合は、利用権設定の場合は相続人の過半以上の同意があれば可能です。
委員	権利設定が急に増えた原因は何故か？
農政課	今まで権利設定していた方達がありますが、利用権設定については、期限が切れると自動的に権利が切れることになっていますが、本人達は権利が切れてもそのまま続いていると勘違いしている方もいます。また、親子の場合でも、同じ世帯であれば問題はないが、独立した場合は権利設定しなければいけないが、やっていない等により増えている。 2-51～2-194 までの議案を読み上げて説明（内容省略）
会長	それでは、議案第 43 号について議案通り可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは次に、日程第 1 議案第 38 号農地法第 3 条について事務局説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は大里の 1 筆で、5 年間の賃借権設定であります。2 番は大里の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。3 番は喜屋武の 1 筆で、売買による所有権移転であります。4 番は大度の 3 筆

	で売買による所有権移転であります。5 番は福地の 1 筆で売買による所有権移転であります。6 番は真栄里の 1 筆で売買による所有権移転であります。7 番は摩文仁の 2 筆で売買による所有権移転であります。8 番は摩文仁の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。9 番は真壁の 4 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。10 番は大里の 5 筆と新垣の 1 筆で贈与による所有権移転であります。11 番は摩文仁の 2 筆で 3 年間の地上権設定であります。12 番は真栄里の 1 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。13 番は真壁の 1 筆で 5 年間の賃借権設定であります。14 番は新垣の 1 筆で 5 年間の賃借権設定であります。以上です
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	11 番の地上権の設定とはどういうことか？
事務局	10 ページの 1 番に同じ地番で営農型太陽光発電施設の転用が出ています。営農型と言うことで、地上権の設定を行うことになっています。
会長	只今の案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 38 号は可とします。次に議案第 39 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明願います。
事務局	それでは、6 ページをお開き下さい。1 番は喜屋武の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用であります。立地基準は 7 ページをお開き下さい、周辺は宅地と原野に囲まれた小集団の第 2 種農地に合致しますので一般住宅への転用は問題ないものと思われます。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくをお願いします。 質問が無ければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 39 号は可とします。次に議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項に

	ついて、事務局説明をお願いします。
事務局	1 番は摩文仁の 2 筆で農用地で営農型太陽光発電施設への転用で使用貸借権の設定であります。営農型と言うことで、畑を行いながらですので転用は問題ありません。2 番は座波の 1 筆で第 1 種農地で売買による所有権の移転で一般住宅への転用であります。集落接続に該当しますので問題はないものと判断しました。3 番は糸洲の 1 筆で第 1 種農地で贈与による所有権移転で一般住宅への転用であります。集落接続に該当しますので問題はないものと判断しました。4 番も糸洲の 1 筆で第 1 種農地で贈与による所有権移転です。3 番と同じです。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしく申し上げます。 質問がなければ、只今の議案について可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 40 号は可とします。次に議案 41 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、事務局説明願います。
事務局	それでは 19 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、―――読み上げて同意を求める。―――
会長	只今の案件について、同意としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案 41 号同意とします。次に議案 42 号非農地証明について、事務局説明をお願いします。
事務局	非農地証明について、申請があります。座波の 1 筆で登記簿上今は畑で、現況は公衆用道路あります。非農地となった時期理由ですが、以前に市の公共工事により公衆用道路となっています。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしく申し上げます。 質問等が無いようですので、議案 42 号は可としてよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	議案 42 号は可とします。次に議案 44 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について、事務局説明願います。
事務局	2-25 は小波蔵の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。2-26 新垣の 2 筆で 5 年間の賃借権設定であります。以上です。
会長	只今の案件について、疑問、質問があればお願いします。
委員	進行。
会長	疑問質問等がなければ可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 42 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 10 番農業委員 山城弘美 1 番農業委員 玉城正智